

## 木更津市道路アダプトプログラム実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、市長が、ボランティアにより市が管理する道路の美化活動等を行う団体等と契約することによって実施する木更津市道路アダプトプログラムに関し必要な事項を定め、これに参加する市民、市民団体、企業その他の団体と協働して、それぞれの地域にふさわしい道路環境の形成を図ることを目的とする。

### (美化活動等の内容)

第2条 木更津市道路アダプトプログラムの対象となる美化活動等の内容は、次に掲げる作業とする。

- (1) 清掃作業
- (2) 除草作業
- (3) 道路環境美化のための草花の植栽及び管理に係る作業
- (4) 道路施設状況の巡視
- (5) 美化に関する活動

### (美化活動等に対する支援)

第3条 市長は、木更津市道路アダプトプログラムによる美化活動等に対し、必要に応じて次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 活動に参加する者を補償対象としたボランティアの活動に関する保険への加入
- (2) 活動に必要な燃料等の提供
- (3) その他市長が必要と認めたもの

### (参加の申込み)

第4条 木更津市道路アダプトプログラムにより、第2条に規定する美化活動等に参加しようとする団体又は個人（以下「参加団体等」という。）は、木更津市道路アダプトプログラム参加申込書（別記第1号様式）により、市長に参加の申し込みを行うものとする。

(合意書の作成等)

第5条 市長は、前条の申し込みがあったときは、参加団体等と参加団体等が実施しようとする美化活動等について協議するものとする。

2 市長は、参加団体等が木更津市道路アダプトプログラムの目的を妨げる行為を目的としていると認めるときは、合意しないものとする。

3 第1項の協議を経て参加団体等と参加団体等が実施しようとする美化活動等及び市長の美化活動等に対する支援について合意したときは、合意書(別記第2号様式)を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

(合意の解除)

第6条 市長は、前条第3項の合意書に記載された活動期間において、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、前条3項の合意を解除することができる。

(1) 参加団体等が合意の解除を申し出た場合

(2) 参加団体等が道路に関する法令に違反した場合

(3) 参加団体等が合意書に記載された美化活動等の見込みがなかった場合

(4) 参加団体等が前各号のほか市管理道路の管理に支障がある美化活動等の木更津市道路アダプトプログラムの趣旨に反する行為を市長の要請に反して中止しない場合

(その他)

第7条 木更津市道路アダプトプログラムの実施に当たり、この要領に定めのない事項については、市長は参加団体等と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。